

平成27年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 険 事 業	9
住 宅 事 業	11
簡 易 水 道 事 業	13
介 護 保 険 事 業	15
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	17
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	18

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	19
水 道 事 業	23
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	31

平成27年度 小樽市 一般会計 予算

平成27年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,047,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	12,922,200
	2 市 民 税 特 別 徴 収 額	5,491,000
	3 市 民 税 特 別 徴 収 額	5,234,000
	4 たばこ 税	137,900
	5 入湯 税	1,040,700
	6 都 市 計 画 税	18,300
		1,000,300
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	311,001
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	90,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	204,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	1
		17,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	22,000
		22,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	24,000
		24,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	18,000
		18,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,130,000
		2,130,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	34,000
		34,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	41,000
		41,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	400
		400
10 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	36,000
		36,000
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	15,340,000
		15,340,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,000
		16,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金		千円
	1 負 担 金	337,045
		337,045
14 使 用 料 及 び 手 数 料		1,013,193
	1 使 手 用 料	633,179
	2 手 数 料	380,014
15 国 庫 支 出 金		11,271,448
	1 国 庫 負 担 金	10,127,126
	2 国 庫 補 助 金	1,116,668
	3 国 庫 委 託 金	27,654
16 道 支 出 金		3,094,251
	1 道 負 担 金	2,417,902
	2 道 補 助 金	400,063
	3 道 委 託 金	276,286
17 財 産 収 入		60,260
	1 財 産 運 用 収 入	56,795
	2 財 産 売 払 収 入	3,465
18 寄 附 金	1 寄 附 金	1
		1
19 繰 入 金		572,257
	1 特 別 会 計 繰 入 金	99
	2 基 金 繰 入 金	572,158
20 繰 越 金	1 繰 越 金	1
		1
21 諸 収 入		2,569,204
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	14,000
	2 預 金 利 子 入 入	263
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,159,413
	4 雑 収 入	395,528
22 市 債		5,235,600
	1 市 債	5,235,600
歳 入 合 計		55,047,861

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 298,626 298,626
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統計委員費 6 監査員費	1,422,977 1,090,180 67,281 80,382 109,199 71,917 4,018
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 国民生活施設費 5 国民生活施設費	24,059,687 11,001,474 4,288,617 8,636,213 5,327 128,056
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	4,141,927 1,538,729 454,503 2,148,695
5 労働費	1 労働諸費	44,582 44,582
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	105,058 89,700 15,358
7 商工費	1 商工費	2,189,659 2,189,659
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市画費 5 都住宅費 6 港灣費	4,240,362 1,571 1,285,450 108,598 1,699,565 194,985 950,193

款	項	金額
9 消費費	1 消費費	千円 537,265 537,265
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 中学校給食費 5 社会体育費 6 社会体育費	3,589,441 194,904 1,983,373 552,716 380,677 352,312 125,459
11 公債費	1 公債費	5,388,480 5,388,480
12 諸支出金	1 特別会計償還金 2 財政調整基金 3 基金償還金	503,369 310,773 1,908 190,688
13 職員給与費	1 職員給与費	8,496,428 8,496,428
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	55,047,861

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
情報化推進事業費	平成28年度から 平成32年度まで	千円 54,397
土地評価システム業務委託料	平成28年度から 平成29年度まで	14,559
生活保護事務電算処理 システム賃借料	平成28年度から 平成32年度まで	39,198
バリアフリー等住宅改造資金負担金	平成28年度から 平成37年度まで	2,440
校務用パソコン整備事業費 (小学校費)	平成28年度から 平成32年度まで	13,143

第3表 市 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
	千円		%	
庁舎等施設整備事業費	33,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。 2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることができる。 3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができる。 4 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し があった場合は、当 該見直し後の利率と する。
保育所建設事業費	33,200			
環境衛生施設整備事業費	2,800			
出 資 金 債	31,600			
漁港等施設整備事業費	6,600			
道路新設改良事業費	545,600			
建設機械整備事業費	13,400			
河川整備事業費	71,400			
都市計画事業費	113,300			
港湾事業費	353,200			
消防施設整備事業費	255,000			
消防庁舎建設事業費	19,300			
消火栓整備事業費	1,300			
義務教育施設整備事業費	1,307,000			
臨時財政対策債	1,986,000			
退職手当債	462,900			

平成27年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成27年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ518,769千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	331,753 331,753
2 財産収入		8,900
	1 財産運用収入	8,900
3 諸収入		14,416
	1 雑収入	14,416
4 市債		163,700
	1 市債	163,700
歳入合計		518,769

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円
	1 港湾整備事業費	188,496 188,496
2 公債費		330,074
	1 公債費	330,074
3 諸支出金		99
	1 繰出金	99
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		518,769

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上屋整備事業費	千円 20,000	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
資本費平準化債	143,700			
				2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成27年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成27年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,122千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,439 11,439
2 繰入金	1 一般会計繰入金	15,396 15,396
3 雑収入	1 雑収入	14,287 14,287
歳入合計		41,122

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 40,366 40,366
2 公債費	1 公債費	656 656
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		41,122

平成27年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成27年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,164千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 17,533 17,533
2 繰入金	1 一般会計繰入金	5,512 5,512
3 雑収入	1 雑収入	14,119 14,119
歳入合計		37,164

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 36,401 36,401
2 公債費	1 公債費	713 713
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		37,164

平成27年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成27年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,472,977千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,714,500
	1 国民健康保険料	2,714,500
2 国庫支出金		3,980,535
	1 国庫負担金	2,512,185
	2 国庫補助金	1,468,350
3 療養給付費等交付金		789,352
	1 療養給付費等交付金	789,352
4 前期高齢者交付金		5,054,858
	1 前期高齢者交付金	5,054,858
5 道支出金		602,523
	1 道負担金	101,589
	2 道補助金	500,934
6 共同事業交付金		4,159,319
	1 共同事業交付金	4,159,319
7 財産収入		161
	1 財産運用収入	161
8 繰入金		1,161,661
	1 一般会計繰入金	1,161,661
9 諸収入		10,068
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	9,558
歳入合計		18,472,977

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 340,831
	1 総務管理費	340,831
2 保険給付費		11,803,633
	1 療養諸費	11,751,809
	2 出産育児等諸費	51,824
3 後期高齢者支援金等		1,729,585
	1 後期高齢者支援金等	1,729,585
4 前期高齢者納付金等		1,884
	1 前期高齢者納付金等	1,884
5 老人保健拠出金		75
	1 老人保健拠出金	75
6 介護納付金		638,788
	1 介護納付金	638,788
7 共同事業拠出金		3,949,520
	1 共同事業拠出金	3,949,520
8 基金積立金		161
	1 基金積立金	161
9 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
10 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		18,472,977

平成27年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成27年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ902,375千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債

の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	578,987 578,987
2 国庫支出金		109,955
	1 国庫補助金	109,955
3 財産収入		62
	1 財産運用収入	62
4 繰入金		91,211
	1 基金繰入金	3,525
	2 一般会計繰入金	87,686
5 諸収入		3,160
	1 住宅敷金収入	2,762
	2 雑収入	398
6 市債		119,000
	1 市債	119,000
歳入合計		902,375

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費		千円
	1 住宅管理費	541,726
	2 住宅建築費	508,226 33,500
2 公債費		360,549
	1 公債費	360,549
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		902,375

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 119,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成27年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成27年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,751千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使用料	61,290
	2 手数料	61,170
2 繰入金		99,582
	1 一般会計繰入金	99,582
3 諸収入		2,079
	1 受託事業収入	2,000
	2 雑収入	79
4 市債		2,800
	1 市債	2,800
歳入合計		165,751

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円
	1 水道事業費	82,951
	2 水道建設費	78,151
2 公債費		82,700
	1 公債費	82,700
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		165,751

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道建設事業費	千円	普通貸借 又は 登録公債	%	1 起債年度から据置期間を含め、40年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。
	2,800			
				2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。
				3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。
				4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

平成27年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成27年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,382,147千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,741,094
	1 介 護 保 険 料	2,741,094
2 国 庫 支 出 金		3,627,631
	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	2,464,598 1,163,033
3 支 払 基 金 交 付 金		3,868,421
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,868,421
4 道 支 出 金		2,062,878
	1 道 負 担 金 2 道 補 助 金	2,017,743 45,135
5 財 産 収 入		256
	1 財 産 運 用 収 入	256
6 繰 入 金		2,081,667
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,081,667
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 雑 入	100
歳 入 合 計		14,382,147

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 314,074
	1 総 務 管 理 費	160,060
	2 徴 収 費	13,992
	3 介 護 認 定 審 査 会 費 4 趣 旨 普 及 費	137,450 2,572
2 保 険 給 付 費		13,791,818
	1 介 護 サービス等諸費	12,614,304
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	773,999
	3 高 額 介 護 サービス等費 4 そ の 他 諸 費	388,600 14,915
3 地 域 支 援 事 業 費		240,065
	1 介 護 予 防 事 業 費 2 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	23,972 216,093
4 基 金 積 立 金		256
	1 基 金 積 立 金	256
5 公 債 費		33,334
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	33,334
6 諸 支 出 金		1,600
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,600
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		14,382,147

平成27年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成27年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102,116千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 14,758 14,758
2 繰入金	1 一般会計繰入金	87,339 87,339
3 諸収入	1 雑収入	19 19
歳入合計		102,116

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 14,606 14,606
2 公債費	1 公債費	87,010 87,010
3 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		102,116

平成27年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成27年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,051,509千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,444,226
		1,444,226
2 繰入金	1 一般会計繰入金	588,613
		588,613
3 諸収入	1 受託事業収入	18,670
	2 償還金及び還付加算金	16,670
		2,000
歳入合計		2,051,509

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費	74,120
	2 徴収費	67,598
		6,522
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,974,889
		1,974,889
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,000
		2,000
4 予備費	1 予備費	500
		500
歳出合計		2,051,509

平成27年度 小樽市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	388床
(2) 年間入院患者数	128,100人
(3) 年間外来患者数	199,503人
(4) 一日平均入院患者数	350人
(5) 一日平均外来患者数	821人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器購入費	100,000千円
ロ 病院統合新築事業費	591,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	9,135,160千円
第1項 医業収益	8,246,479千円

第2項 医業外収益	769,635千円
第3項 附帯事業収益	97,696千円
第4項 特別利益	21,350千円

支 出

第1款 病院事業費用	10,063,013千円
第1項 医業費用	9,363,660千円
第2項 医業外費用	268,904千円
第3項 附帯事業費用	99,881千円
第4項 特別損失	330,568千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額103,859千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,004千円で補填し、一時借入金102,855千円で措置するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	761,616千円
第1項 企業債	691,000千円
第2項 他会計出資金	70,616千円

支 出

第1款 資本的支出	865,475 千円
第1項 建設改良費	691,000 千円
第2項 企業債償還金	154,675 千円
第3項 長期貸付金	19,800 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業費	千円 100,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成28年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
病院統合 新築事業費	591,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 5,062,248 千円 |
| (2) 交際費 | 250 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、190,345千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,706,565千円と定める。

平成27年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水世帯数	64,800 世帯
(2) 年間総給水量	15,800 千m ³
(3) 一日平均給水量	43,169 m ³
(4) 主要な建設改良事業の概要	

イ 配水管整備事業

事業費 375,521 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 654,094 千円

事業概要 中区配水池築造工事ほか

ハ 導・送水管整備事業

事業費 34,800 千円

事業概要 豊倉送水管布設工事ほか

ニ 消火栓整備事業

事業費 1,383 千円

事業概要 消火栓新設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,979,726 千円
第1項 営業収益	2,715,757 千円
第2項 営業外収益	263,862 千円
第3項 特別利益	107 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,695,060 千円
第1項 営業費用	2,246,863 千円
第2項 営業外費用	437,797 千円
第3項 特別損失	400 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,297,030千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額76,090千円、過年度分損益勘定留保

資金 991,112 千円及び当年度分損益勘定留保資金 229,828 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		1,002,580 千円
第1項 企 業 債		751,100 千円
第2項 交 付 金		31,500 千円
第3項 他 会 計 出 資 金		69,745 千円
第4項 他 会 計 負 担 金		1,383 千円
第5項 他 会 計 補 助 金		1,452 千円
第6項 工 事 負 担 金		147,300 千円
第7項 固 定 資 産 売 却 代		100 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		2,299,610 千円
第1項 建 設 改 良 費		1,132,653 千円
第2項 企 業 債 償 還 金		1,166,957 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 751,100	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成28年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 581,772 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける

金額は、48,707 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、45,767 千円と定める。

平成27年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 60,100 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 23,098 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 63,109 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,176,893 千円

- 事業概要
- 汚水管整備事業
長寿命化対策汚水管改築工事 ほか
 - 雨水管整備事業
熊碓第2排水区雨水渠築造工事
 - ポンプ場更新事業
張碓第1汚水中継ポンプ場機械設備工事 ほか
 - 下水終末処理場更新事業
中央下水終末処理場
水処理施設機械設備工事 ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支

払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）34,200千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,161,022 千円
第1項 営業収益		2,142,444 千円
第2項 営業外収益		2,018,478 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,697,888 千円
第1項 営業費用		3,255,426 千円
第2項 営業外費用		437,062 千円
第3項 特別損失		400 千円
第4項 予備費		5,000 千円
		(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,544,012千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額82,751千円、過年度分損益勘定留保資金25,778千円、当年度分損益勘定留保資金1,108,587千円、減債積立金34,464千円、当年度利益剰余金処分量292,432千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,086,836 千円
第1項 企業債	1,002,600 千円
第2項 交付金	493,000 千円
第3項 他会計出資金	339,494 千円
第4項 他会計負担金	108 千円
第5項 他会計補助金	1,272 千円
第6項 受益者負担金	414 千円
第7項 工事負担金	15,148 千円
第8項 貸付金償還金	234,700 千円
第9項 固定資産売却代	100 千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,630,848 千円
第1項 建設改良費	1,182,451 千円
第2項 企業債償還金	2,442,797 千円
第3項 貸付金	5,600 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 594,600	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成28年度から据置期間を含め40年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
資本費平準化債	280,000			
下水道事業債 (特別措置分)	162,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

196,321 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、921,012千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち、292,432千円は次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金	292,432千円
-----------	-----------

平成27年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	318,600 t
イ がれき類等	13,700 t
ロ 廃プラスチック類等	8,400 t
ハ 土 砂	296,500 t
(2) 一日平均埋立処分量	1,235 t
イ がれき類等	53 t
ロ 廃プラスチック類等	33 t
ハ 土 砂	1,149 t

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	389,162 千円

第1項 営業収益 386,569 千円

第2項 営業外収益 2,593 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用 189,997 千円

第1項 営業費用 168,741 千円

第2項 営業外費用 20,256 千円

第3項 予 備 費 1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 60,000 千円

第1項 貸付金償還金 60,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

27,652 千円